

生徒指導規程

福山市立福山高等学校

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するため、以下のことを目的として定める。

- ・ 健全で落ち着いた学習環境づくり
- ・ 社会に評価され、生徒自身も誇りと帰属意識を持てる集団づくり
- ・ 正しい判断力を持ち、主体的な行動のできる生徒の育成
- ・ 良い習慣を身につけ、自律的な生活のできる生徒の育成
- ・ 規範意識を持ち、責任ある行動のできる生徒の育成

第2章 校則について

第2条 生徒の服装等について次のように定める。

1 制服・靴について

- (1) 校内及び登下校は学校規定の制服を着用する。防寒具は、ブレザーを着た上に着用してよい。(学校推奨のものもある。)
- (2) 冬服着用時期(11/1～4/30が基準)については、規定のブレザーを着用しリボン・ネクタイを装着する。
その他の時期(5/1～10/31が基準)については、規定の制服を各自が体調に合わせて判断し着用する。
長期休業中及び休日などの部活動を目的とした登下校については、基本的に制服が望ましいが顧問の指導のもと部活動指定の服装、または規定体操服で登下校してもよい。
- (3) ズボン着用時は、ベルトを着用する。(色は黒または茶色を基準とする。)スカート丈は膝丈を基準とする。
- (4) 靴下は白、黒、紺、グレーの無地またはワンポイントを基準とする。
入学式・卒業式等の式典行事は、白色とする。
- (5) 冬季はタイツ等を着用する場合はベージュ無地または黒色無地とする。
- (6) 校舎内では学校規定の上履きとする。
- (7) 通学用の靴はハイカットではない運動靴、又は黒・茶色の革靴とする。

第3条 生徒の登下校と学校生活について次のように定める。

1 登下校

- (1) 登下校の際は交通法規を守り、自他の安全に留意しながら生徒自身で登下校する。怪我や病気等やむを得ない場合は自動車による送迎を許可する。
- (2) 自転車通学希望者は学校に届け出て許可シールを貼り、安全に登下校する。その際、ヘルメット着用については、努力義務とする。
- (3) 学校周辺では、指定した通学路を歩行する。※マナーマップ参照。
通学路やJR、バスの利用ではマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。

2 学校生活

- (1) 日課表に定められた時間を厳守する。
- (2) 欠席、遅刻、早退をする場合は、保護者が学校又は担任に届け出る。また、登校後は無断で校外に出ない。
- (3) 学校の施設、設備は大切にし、破損したときは速やかに届け出る。
- (4) 髪は、パーマ、着色、脱色、編み込み、剃り込み・エクステ等の加工や整髪料等による変形を禁止する。
- (5) 化粧(色付リップ等)カラーコンタクトは禁止する。装飾品も身に付けてはいけない。(髪留めはヘアゴムを基準とする。)

- (6) 学校には、授業や部活動に必要なもの以外は持ってこない。
- (7) 携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込みは、誓約書を提出して許可を得る。

第4条 生徒の校外生活について次のように定める。

- 1 運転免許の取得は原則として許可しない。運転免許の取得が必要になったときは学校長の許可を受けなければならない。
- 2 アルバイトは禁止する。ただし、特別な事情のある者は学校へ申し出て許可を得る。

第5条 その他

- 1 変更や追加がある場合は、その都度生徒及び保護者に周知した上で施行する。

第3章 特別な指導について

第6条 問題行動が発生した時、該当生徒に、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。特別な指導の内容については生徒指導部が指導計画を作成し、校長が決定する。また、特別な指導の解除も同様とする。特別な指導の開始及び解除の申し渡しは、生徒・保護者に対して、生徒指導部・担任立ち会いのもと、管理職が行う。

第7条 特別な指導の内容と該当する行為について次のように定める。

- 1 特別な指導の内容
 - (1) 学校指導・家庭指導・校長指導及び生徒指導部指導これらを行う。
 - (2) 学校指導の期間は必要に応じて設定する。
 - (3) 別室指導の後、必要だと判断した場合、授業内指導を行う。
- 2 次の各項に該当する行為があった場合、特別な指導を行う。
 - (1) 暴力行為、金銭強要、器物破損、窃盗、万引き、遺失物横領、薬物の所持や使用等の行為およびSNS等に係る犯罪行為
 - (2) 上記(1)と同等と見なせる行為。
同等と見なせる行為の判断は、その行為の重大性、状況、頻度、他の生徒への影響等により校長が判断する。
- 3 上記2以外の問題行動については、それぞれの問題行動に応じて、適切な指導（反省文指導，注意、保護者連携等）を行う。

第8条 特別な指導の実施についての細則は別に定める。

第4章 遅刻に対する指導について

第9条 遅刻をした生徒は、登校カードに必要事項を書き速やかに担任に提出する。（登校カードは生徒が主体的に担任に報告することを促すためのものである。）
生徒指導部が生徒の遅刻の状況を確認し、必要に応じて担任と連携して「指導を要する」と判断した際には、生活改善指導を行う。

第5章 頭髪・服装等の指導の実施について

第10条 頭髪・服装指導

- (1) 学期始めや、行事の時に、必要に応じて頭髪・服装について啓発・指導を行う。

(2) 日常的に、違反を認識した教員がその都度指導し、その場で直させる。

第11条 学習活動に不必要な物の持込についての指導を次のとおり定める。

- (1) 校内で携帯電話使用や、学習活動に不必要な物を発見した場合、所有者及び使用者をその場で確認した上で一旦預かり、担任に渡す。該当の生徒には生徒指導票を発行する。
- (2) 担任は、放課後生徒を呼び指導する。携帯電話については、申請書が提出されていない者に関しては保護者と連携の上、できるだけ速やかに携帯電話等を保護者に直接返却する。申請書が提出されていて指導を受けた者は、本人に放課後返却する。
- (3) 考查中の携帯電話所持・使用について
 - ① 携帯電話を、考查中に使用、身に着けていた場合は「不正行為」として指導する。
 - ② カバン等の中で着信音が鳴った場合には、「試験妨害」として指導する。

第6章 生徒指導票の扱いについて

第12条 生徒指導票の発行について次のとおりとする。

携帯電話の使用に関する違反生徒を指導した教員は、「生徒指導票」を発行し担任へ提出する。なお、その他の校則違反の指導においては、違反を繰り返す生徒に対し指導した教員が「生徒指導票」を発行し学年担当の生徒指導部とともに面談や指導をする。保護者への連携も行う。

第13条 度重なる校則違反者については、生徒指導票の累積枚数により、「違反生徒個別対応会議」を開き指導方針を決定する。指導票の目安は次のとおり行う。

枚数	指 導	内 容
1	面談	担任、学年、生徒指導部による面接指導
2		必要に応じて反省文等
3		担任より保護者連携
4		
5～	会議決定	メンバー（学年主任・担任・副担任・全生徒指導部員） 担任より保護者連携

指導票の累積は、指導内容によらない。指導票の枚数の累積は、年度毎に行う。

- 付則 この生徒指導規程は平成25年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規程は平成26年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規程は平成27年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規程は平成31年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規程は令和2年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規程は令和3年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規定は令和4年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規定は令和5年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規定は令和6年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規定は令和7年4月1日に改訂し施行する。
- 付則 この生徒指導規定は令和8年4月1日に改訂し施行する。

【職員用留意点】

生徒指導規程施行細則（特別な指導の実施について）

福山市立福山高等学校

この細則は、生徒指導規程第8条により、必要な事項を定める。

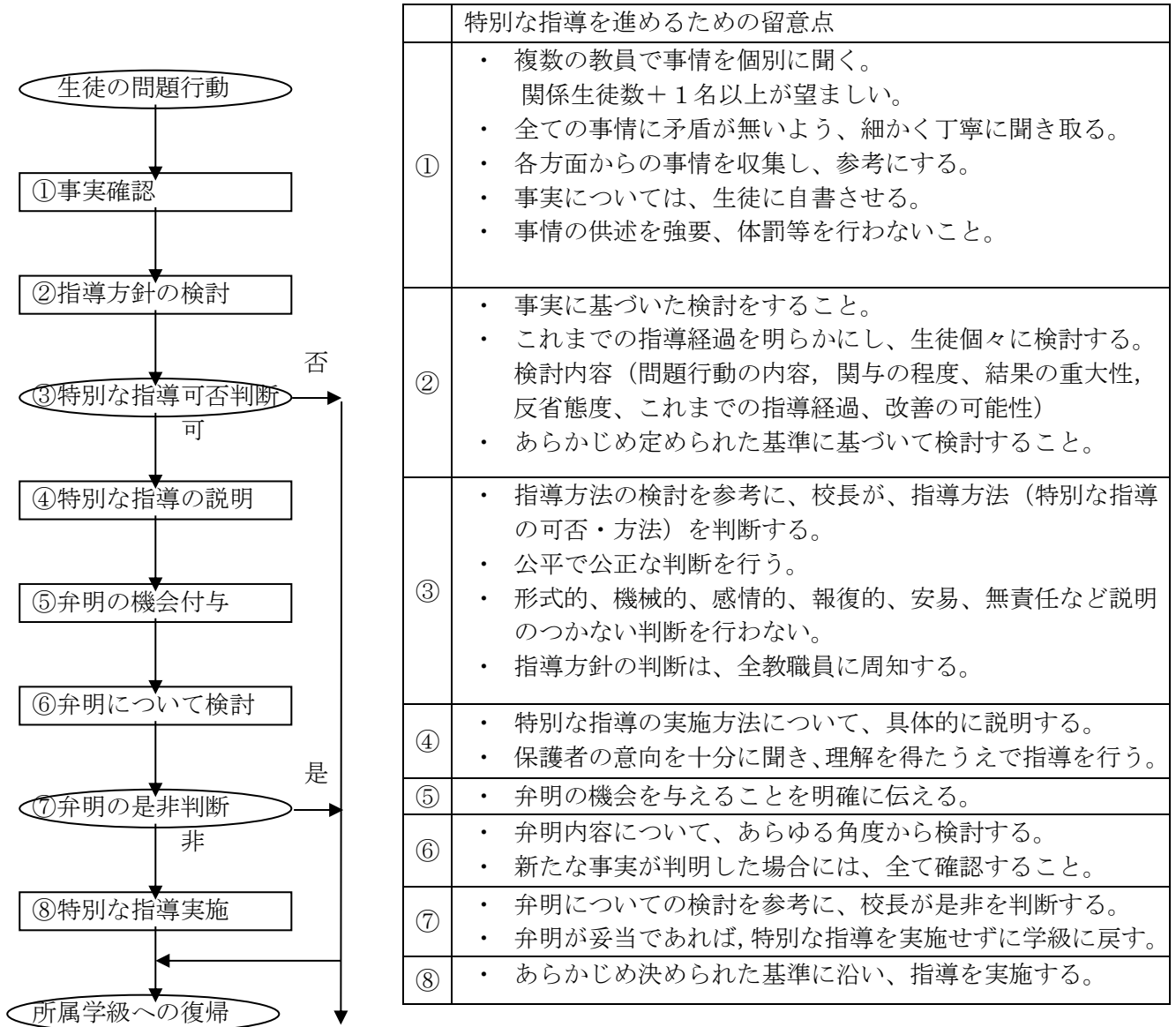
- 1 特別な指導に対する基本的な考え方
 - (1) 学校は教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導することが大切である。
 - (2) 特別な指導は、生徒の卒業や進級の妨げにならない指導であることが必要である。特別な指導の実施により欠課時間数が超過し、そのことが原因となって進級や卒業が不可能となってしまう。そのため、本校においては、別室及び特別な指導中の授業については出席として取り扱う。
 - (3) 生徒が教職員との人間関係を構築し、自らなりの生き方を考えることができる指導を行わなければならない。

- 2 特別な指導を実施するための留意点
 - (1) 特別な指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明をする。
 - (2) 問題行動を詳細に把握した上、事実をもとに相応の指導方針を決定し実施する。
 - (3) 特別な指導の実施にあたっては、事実関係と指導の内容を十分説明し、弁明の機会を与え、弁明されたことについては検討を行うなど、生徒及び保護者の理解を得るようにする。
 - (4) 特別な指導を受ける生徒および保護者に、特別な指導の意義、方法、日程、心得、準備物等について示し、説明する。
 - (5) 基本的な生活習慣の確立や学習の基礎基本を徹底でき、生徒自身でどうすればよいか考え、実行し、継続できる内容を盛り込む。
 - (6) 指導期間中に行われる試験や進級に関わる行事などについては、出席させるなどの配慮を行う。
 - (7) 問題行動の事実、生徒及び保護者への対応、指導経過等を全て記録する。
 - (8) 指導経過等は、個別の生徒ごとにまとめて保存し、事後の指導等に活かす。

- 3 特別な指導の形態

指導形態	学校指導		家庭指導
	別室指導	授業指導	
場所	生徒指導室	各学級	自宅
期間	必要に応じて	必要に応じて	学校指導中の休業日
指導内容	問題行動について振り返り、内省を促す。	生活記録の記入、授業担当者による評価、放課後面談等の実施。	自宅で保護者と生徒がしっかりと会話、日頃の生活を見直す。
出欠	出席扱い	出席	
考え方	振り返り	行動の継続、習慣化	動機づけ、行動化
備考			基本的に休業日のみ

4 特別な指導に入るまでの手順



5 具体的プロセス

- 問題行動を認知したらすぐ関係者から事実確認を行う。事実確認は5W1Hを基本にして、細かく丁寧に聞き取る。本人に事実の経過や行動について自分で書かせる。複数の生徒が関わっている場合には生徒一人に対して教員複数がつき、すべてに矛盾がなくなるまで聞き取る。
- 事実確認終了後、放課後まで別室指導とする。
 - 場所 生徒指導室
 - 指導内容 反省文等を書かせ、その後教科学習等
 - 監督者 該当生徒の学年の生徒指導部および空き時間の教員
- 指導方針決定のための生徒指導部会を開き、教頭、校長の決裁を得た後、該当学年団および担任に指導方針を伝える。
- 生徒及び保護者に対して、管理職が、特別な指導の申し渡しを行う。
- 別室における指導の監督は、年度当初に生徒指導部が作成する時間割当表にしたがって、全教員であるものとする。
- 特別な指導により、通常の学校生活に戻っても支障がないと判断されれば、管理職が本人・保護者に対して特別な指導解除の申し渡しを行う。

6 学校指導の内容

- (1) 場所 生徒指導室 ただし、指導の対象となる人数が多い場合には別の場所を設定する。
- (2) 日課 基本的に通常の日課に準じるが、生徒指導室への入室は8時00分までとする。授業終了後は、終礼後、担任あるいは副担任と一日のまとめを行った後に下校させる。
- (3) 学習 各教科の担当者は、プリント等の学習課題を用意する。
- (4) その他 指導期間中は他の生徒と接触せず、自分を振り返る期間とさせる。部活動への参加も禁止とする。弁当、水筒等は持参させるが、学校生活に必要なものは持ちこませない。修学旅行等の場合、特別な指導の形態が異なることもある。

7 特別な指導の内容と該当する行為について次のように定める。

- (1) 特別な指導の内容
 - ① 学校指導・家庭指導・校長指導及び生徒指導部指導を行う。
 - ② 学校指導の期間は必要に応じて設定する。
 - ③ 別室指導の後、必要だと判断した場合、授業内指導を行う。
- (2) 次の各項に該当する行為があった場合、特別な指導を行う。
 - ① 暴力行為、金銭強要、器物破損、窃盗、万引き、遺失物横領、薬物の所持や使用等の行為およびSNS等に係る犯罪行為
 - ② 上記①と同等と見なせる行為。
同等と見なせる行為の判断は、その行為の重大性、状況、頻度、他の生徒への影響等により校長が判断する。
- (3) 上記(2)以外の問題行動については、それぞれの問題行動に応じて、適切な指導（反省文指導、保護者連携等）を行う。
- (例) 喫煙及び喫煙者との同席、飲酒、タバコの所持。考査・提出物における不正行為及び妨害（考査中における携帯電話等の所持を含む）。公共交通機関への不正乗車及び無断免許取得（無免許運転・無許可運転）。無断アルバイトや深夜徘徊・遊技場などへの入場禁止場所へ出入りすること。